

**国際平和活動における「法の支配」の確立：
ボスニア = ヘルツェゴビナを事例にして**

篠田 英朗

広島大学平和科学研究センター

**The Rule of Law in International Peace-building Activities:
The Case of Bosnia and Herzegovina**

Hideaki SHINODA

Institute for Peace Science, Hiroshima University

SUMMARY

This paper aims to illuminate how the rule of law is understood in international peace-building activities by looking at the case of Bosnia and Herzegovina. The case is selected since the European countries and the United States that are leading peace-building in Bosnia and Herzegovina have a distinct tendency to emphasize the rule of law in the context of peace-building. While there are more various international

organizations that are given peace-building tasks by the Dayton Peace Agreement of 1995, the paper focuses on the Office of High Representative, the Organization of Security and Cooperation in Europe, the UN's and EU's police missions, as they have leading roles in rule-of-law related activities. The paper finds that the rule of law is now recognized more important than before. The paper argues that it is because democracy has lost importance as a peace-building strategy. In Bosnia and Herzegovina where ethnicity-based forces have kept power through the post-conflict elections, democracy does not appear to be an effective tool for peace-building. The rule of law is understood as a strategy to develop the remedies which democracy may fail to create and is expected to pave the way for more solid peace.

はじめに

世界各地の平和構築活動において「法の支配」概念が着目されている。紛争後地域において社会秩序を確立する際に指針となる概念として、重要視されているからである。ただし国際平和活動における「法の支配」が具体的に何を意味しているのかについて、広範な合意があるわけではない。また平和活動によって、あるいは地域によって、「法の支配」をどれだけ強調するかには違いがある。そこで本稿では、「法の支配」概念が明確に平和活動の中で指針とされている例に着目して、「平和構築の法の支配アプローチ」の典型的なパターンを抽出することを試みる。

「法の支配」が際立って強調されている平和活動として想定できるのは、たとえば欧米諸国が指導的役割を担ってきた旧ユーゴスラビア地域における国際平和活動だろう。「法の支配」が西欧政治思想の伝統に深く根ざした概念であることを考えれば、これは当然だとも言える。本稿はそこで特にボスニア＝ヘルツェゴビナという、旧ユーゴスラビア地域の中でも大々的な国際平和活動がほぼ 10 年に渡って行われてきた事例に焦点をあてて、「法の支配」が国際平和活動でどのように位置づけられてきたのかを確認する。

まず第 1 節で、ボスニア＝ヘルツェゴビナにおける国際平和活動の全体像を概観する。第 2 節では、その中で「法の支配」がどのように扱われてきたのかを、主要な組織ごとに整理していく。そして第 3 節で、若干のまとめの考察を加える。

本稿は、筆者が継続中の旧ユーゴスラビア地域における国際平和活動に関する研究の中間的な作業であり、とりあえずボスニア＝ヘルツェゴビナにおける国際平和活動で「法の支配」がどのように理解されてきたのかを概観することを目的としている。したがってこの小論がなすのは、あくまでも今後の議論の糸口になるものを示すことだけである。本稿で明らかにしたことをさらに広い文脈で深く分析・考察していく作業は、機会をあらためて本格的に行われることになるだろう¹。

1. ボスニア = ヘルツェゴビナにおける国際平和活動

旧ユーゴスラビアの分裂を引き金として、1992年からボスニア = ヘルツェゴビナは凄惨な内戦を経験した。その間、いわゆる「バンス・オーウェン案」(ボスニア = ヘルツェゴビナを10の州からなる連邦国家とし、三民族が三つの州の知事職を確保し、サラエボは特別州とする案)や「オーウェン・シュトルテンベルグ案」(民族毎に分割された三つの支配地域が国家連合を形成する案)などの和平合意案が提示されたが、前者はセルビア人勢力が、後者はムスリム人勢力が拒絶し、内戦の終結にはつながらなかった。結局95年11月にアメリカのオハイオ州デイトンでボスニア = ヘルツェゴビナ、クロアチア、ユーゴスラビア(セルビア)の大統領が、ボスニア = ヘルツェゴビナの各民族を代表する形で集まって締結されたのが、いわゆるデイトン合意である。このデイトン合意がその後の国際平和活動の基礎となる。

すでにデイトン合意より前に、アメリカのイニシアチブによってボスニアの二分割案が提示されており、ボシュニャク人²とクロアチア人の両勢力が形成する「ボスニア = ヘルツェゴビナ連邦(以下ボスニア連邦と略記)」が94年5月に成立していた。これを受けて米露英独仏の五カ国からなる「連絡調整グループ」が、ボスニア連邦とセルビア人勢力からなるボスニア = ヘルツェゴビナ二分割案を提示し、前者に領土の51%、後者に49%が配分することを提案した。デイトン合意は、基本的にこの案にそったものであった³。

デイトン合意によって生まれた「ボスニア = ヘルツェゴビナ」は、国土の51%を占めるボスニア連邦と、49%を占めるスルプスカ共和国(Republika Srpska)が実質的な権限を持っているため、国家連合体に近い国家形態を持つ。たとえば二つの「構成体(entity)」が独自の軍隊や財源を持っており、中央政府には統一的な軍隊や財源がない。国家制度の面でも、民族間の権力均衡が徹底的に意識されている。国家元首である大統領評議会は、ボスニア連邦が選出するボシュニャク人とクロアチア人、およびスルプスカ共和国が選出するセルビア人の三名からなる。各民族代表には、拒否権が与えられている。議会は二院から構成されているが、上院(民族院)は三民族の議員が五人ずつと定められている。

立法は両院の承認を必要とし、また各院はいずれかの構成体の議員の 3 分の 2 以上が反対票を投じている場合には可決できない。さらに上院は定足数が 9 議席だが、各民族から最低 3 人が出席していなければ可決できない。さらに議会の決定に対して、民族上院議員の過半数の賛成によって、民族の「死活的利益」を害することが宣言されると、拒否権が行使されることになる。

このように制度的に保障された三つの主要民族の独立性は、ボスニア = ヘルツェゴビナの国家としての一体性を著しく制限する効果を持った。現在にいたるまで、ボスニア = ヘルツェゴビナの基本的な行政単位は「構成体 (entity)」であり、ボスニア = ヘルツェゴビナの国家としての一体性はもちろん、二つの「構成体」の間の相互関係も、十分とは言えない。しかしそれでも Dayton 合意以来、ボスニア = ヘルツェゴビナが分裂せずに、実質的内容が希薄だとはいえない一つの国家として存立してきているのは、国際社会の大々的な関与によるところが大きい。

ボスニア = ヘルツェゴビナの紛争後の平和構築活動の特徴は、国際連合などの既存の国際機関が主導する形で行われてこなかったことである。これは内戦を止めることができなかつたばかりか、「安全地帯」として安全保障理事会が指定したスレブレニツァのような町で民族浄化の虐殺が起こることを食い止めることさえできなかつたため、1995 年当時国連がボスニア = ヘルツェゴビナで著しく権威を失墜させていたことに起因する。軍事的にはアメリカの主導による NATO (北大西洋条約同盟機構) 軍が独自の指揮権を持って駐留することになった。文民部門の活動は、「上級代表事務所 (Office of the High Representative: OHR)」という特別に設置された国際機関が統括することになった。また OSCE (ヨーロッパ安全保障協力機構) が大々的に関与した。国連は、警察部門を担当した以外には、UNHCR (国連難民高等弁務官事務所) などの各組織の単位で関与した。この結果、ボスニア = ヘルツェゴビナにおける紛争後の平和構築活動の組織関係は、極めて複雑な様相を呈することになった。Dayton 合意で定められた各主要機関の責任分担領域を整理すると、表 1 のようになる。

表1 デイトン合意の履行組織

デイトン合意 附属書番号	領域	履行組織
1 A	軍事	NATO 軍 (Implementation Force: IFOR) (1996 年より Stabilization Force: SFOR と改称)
1 B	地域安定	OSCE
2	構成体間境界線 問題	国際調停者
3	選挙	OSCE
4	憲法	欧州人権裁判所、国際通貨基金 (IMF)
5	調停	
6	人権	OSCE、欧州評議会、UNHCR、欧州人権裁判所
7	難民・国内避難民	UNHCR
8	国家遺産	UNESCO
9	公共事業	欧州復興開発銀行
1 0	文民行政	OHR
1 1	国際警察	国連 (International Police Task Force: IPTF [United Nations Mission in Bosnia and Herzegovina: UNMIBH])

ボスニア＝ヘルツェゴビナにおける紛争後支援では、国連の存在感が低下した結果、地域組織の役割が増大した。冷戦時代に西側陣営を防衛する目的で設立された軍事同盟である NATO は、このボスニア＝ヘルツェゴビナの事例において初めて、平和維持部隊として活動することになった。これは冷戦後世界の状況に対応するために NATO が作り変えられていることを示す、画期的な事例となった。またやはり冷戦時代に生まれた OSCE は、当初は東西両陣営の間の緊張緩和を図るための組織であった。しかしこのボスニア＝ヘルツェゴビナの事例において初めて、選挙の実施の責任を委ねられ、国家制度の構築に深く関わることになった。OSCE は、人権規範促進や民主化支援のための活動にも、大きく関与していくことになった。

平和構築の観点から特筆すべきは、OHRの役割である。OHRは、デイトン合意の解釈に関する最終的な権威を持つ機関として、ボスニア＝ヘルツェゴビナ

における文民部門の紛争後支援のために設立された。この特殊な国際機関は、ボスニア＝ヘルツェゴビナにおける平和構築活動の特殊性を象徴していると言える⁴。

もっとも OHR は、当初はそれほど目立たない地味な機関として活動していた。特に初代上級代表であったカール・ビルツ (Carl Bildt) (元スウェーデン首相、上級代表在職期間 1996 年 1 月～1997 年 4 月) は、強権的な行動を避け、国内の政治勢力の調整役に徹する態度を見せていた。しかしカルロス・ウェステンドルプ (Carlos Westendorp) (元スペイン外相、在職期間 1997 年 4 月～1999 年 8 月) は、任期の途中から Dayton 合意で上級代表に与えられた権限を広く解釈し、法の強制発効・削除、大統領・閣僚を含む公職者の追放及び任命、メディアに対する規制、教育カリキュラムの策定、難民・避難民への住居返還などに至る広範な分野に直接介入する手法で国内政治勢力と対抗した。ヴォルフガング・ペトリシュ (Wolfgang Petrisch) (オーストリア外交官、在職期間 1999 年 8 月～2002 年 5 月) も、同様の態度をとった。

上級代表の強権的な行動は、1997 年 9 月の市町村議会選挙の直前に、スルブスカ共和国の公共放送「スルブスカ・ラジオTV (当時)」を民族主義政党「セルビア人民民主党 (Srpska Demokratska Stranka Bosnei Hercegovine : SDS)」の支配下から解放するために行われた SFOR (NATO Stabilization Force) との協調介入だった。当時、戦争犯罪容疑者として旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所に起訴されているラドヴァン・カラジッチ (Radovan Karadžić) が、同放送局の運営方針を決定する理事会の議長を務めており、その他すべての理事もセルビア人民民主党が指名していた。「スルブスカ・ラジオTV」は、紛争中と同じように、他民族に対する憎悪を高めるような民族主義的・政治的に偏向した内容の番組を放送していた。そこで 1997 年 5 月 30 日、ポルトガルのシントラで開催された「和平履行評議会 (Peace Implementation Council: PIC)」運営委員会閣僚級会合で、上級代表が和平合意の精神に反した番組をカットしたり放送停止処分をしたりする権限を持つことが確認された⁵。そこで上級代表から繰り返し出された警告を無視した同放送局を、SFOR が 1997 年 10 月 1 日に占拠し、放送を中断させた。これに対して同放送局が、スルブスカ共和国のジャーナリスト連合に対しスト

ライキに参加することを求め、住民に抵抗運動に出るように促したが、効果はなかった。そのため上級代表とSFORの行動は、その後の積極介入政策の大きな端緒となったのである⁶。

上級代表の明示的な権限強化は、1997年12月にボンで開かれたPICで承認された。そのため上級代表の特別な権威は、「ボン・パワーズ」と呼ばれている。これは1997年当時になっても、 Dayton合意で期待されたような永続的な平和の基盤がボスニア＝ヘルツェゴビナで根付いていないことに焦りを感じたPIC構成諸国が、事態の打開に向けて積極的な方策が必要だと認識したことによる。「ボン・パワーズ」によって、上級代表は、Dayton合意履行のためにはいかなる手段をとることもできると位置づけられた。これによってボスニア＝ヘルツェゴビナや構成体において高い公的地位にある者であっても、もし上級代表によってDayton合意に違反していると認定されるならば、罷免などを含む是正策に従わなければならないとされた。また上級代表は、当事者が合意に達しない場合には、独自の決定を策定・実施することができることになった⁷。

この上級代表の強権化については、民主的な手続きを無視しているとか、国内政治家に責任ある決定をとらせる機会を奪っているなどという批判がある⁸。2004年初頭現在、パディ・アシュダウン(Paddy Ashdown)代表(元イギリス自由民主党党首)が強権的な決定を出す回数を減らすことに成功してきているという評価も出始めているようだが⁹、長期的な傾向となるかどうかは予断を許さない。

国際機関が強権的なやり方で現地政府の意向を覆したり、首相を罷免したりするような措置が、決して望ましくないことに異論はないだろう。しかしそれでもときには介入的な手法をとるべき場面があることも、簡単に否定することはできない。問題は、凄惨な内戦を経験した社会に、信頼するに足る安定した政治体制を確立していくためには、何が必要かということであり、どのようなバランス感覚が求められるかということである。ボスニア＝ヘルツェゴビナの上級代表は、他の地域での平和構築と比しても、際立って特殊なやり方で実験を行っているのだと言える。

2. ボスニア = ヘルツェゴビナにおける平和構築の法の支配アプローチ

1) デイトン合意の枠組みにおける「法の支配」

デイトン合意第4附属書として定められたボスニア = ヘルツェゴビナ憲法は、第1条2項「民主的原則」において、「ボスニア = ヘルツェゴビナは民主国家となり、法の支配の下で、自由で民主的な選挙によって、機能する」としている。つまり「法の支配」はボスニア = ヘルツェゴビナの重要な国家構成原則の一つと定められているのである。デイトン合意とともに正式に生まれたスルプスカ共和国の憲法も、その序文で「法の支配」が構成体の基礎となる理念の一つであることを謳っている¹⁰。

PICも早い段階から「法の支配」についてふれている。PICは、デイトン合意直後の1995年12月に開かれた第一回会議においてすでに、「ボスニア = ヘルツェゴビナという国に民主主義と法の支配の枠組みをもたらすような新しい政治的・立憲的な仕組みの確立」を、平和が導き出すはずのものの一つとしてあげていた¹¹。しかし実はここでは「法の支配」はむしろ平和の恩恵として期待されていたのであり、平和を構築するための戦略として指摘されていたのではない。1996年12月以降の公式文書では、人権規範の尊重や戦争犯罪人の処罰といった項目において、「法の支配」が適正な司法機関や警察力の確立を促す原則として言及されるようになる。またヨーロッパ地域機構にボスニア = ヘルツェゴビナが加入する際にも、「法の支配」の遵守は一つの重要な指標となると示唆された¹²。1997年のボンにおけるPIC会合でも、「法の支配」の実現は、重要な目標として明記されている¹³。1998年のPIC閣僚級会合は、「法の支配を確立するような基本的立法の中核と、独立した司法の設立」について、上級代表に報告を義務付けた¹⁴。

PICは、1998年12月にスペインのマドリードで開かれた会合の際に、ボスニア = ヘルツェゴビナの人々に宛てた宣言を出した。そこで「法の支配」は繰り返し言及され、平和構築の鍵となる原則として強調された。

「われわれは、全ての市民が信頼感を持つ法の支配の確立が、永続的な平和、

および国際・国内投資家を魅了し、維持することができる自己持続的な経済の必要条件であると考え。われわれは、1999年の最優先事項が、ボスニア＝ヘルツェゴビナに法の支配を確立することだと定める。われわれは、司法改革の広範囲な諸計画を通じて、これを達成するために努力する。諸計画とは、独立・不偏不党・多民族的な司法機関の設立、公的機関の職員の犯罪行為を取り締まるための機関を含む国家レベルの司法制度の確立、組織犯罪・帰還民にまつわる暴力・腐敗・その他の深刻な犯罪の訴追の強化、多民族・専門的な警察部隊の創設を含む早期の警察再編成、人権擁護制度の合理化・補強、立憲裁判所の強化、市民の権利および法的支援についての啓蒙、法規則を執行する公正なメカニズムの発展・実施、などである。」¹⁵

PICは、その後も司法・警察改革などの文脈で、「人の支配ではなく、法の支配が、市民が国家と持つ関係を定めなくてはならない」ことを強調した¹⁶。

このように平和がもたらす恩恵としての「法の支配」は、平和構築活動の過程の中で、むしろ平和を達成するための必要条件として、戦略的に再認識されるようになったのである¹⁷。

2) OHRの「法の支配」に関する取り組み

上級代表も早くから「法の支配」の原則に意識的であった。初代代表のビルツが Dayton 合意から半年後の1996年7月に国連事務総長に提出した『第2回報告書』においても、「人権と法の支配の尊重は、ボスニア＝ヘルツェゴビナの永続的な平和の必要条件である」と明記された¹⁸。ただしこれは「人権」についての項目で用いられた一つの表現にすぎず、そこには「法の支配」それ自体を平和活動の指針として認識するような態度は、あまり強くなかったと言えよう。しかし「法の支配」への言及は、難民帰還、法改革、司法・行政・法執行機関の改革、旧ユーゴスラビア国際刑事法廷(International Criminal Tribunal for Former Yugoslavia: ICTY)への協力などの諸点との関連で、初期の報告書でも部分的になされた。

第二代上級代表ウエステンドルプは、1998年10月の上級代表『第11回報告

書』において、平和を実現するための五つの柱（ピラー）をあげたが、その中で「法の支配」を、民主主義、制度、価値と人権、経済再建と並べて強調した¹⁹。ここにおいて初めて「法の支配」が、上級代表が統括する平和構築活動の重要指針の一つとして、明確に位置づけられたのである。この『報告書』においては、「法の支配」によって意味されるものが、体系的かつ具体的に説明された。そして司法・法改革、ICTYとの協力および「工程規則（Rules of the Road）」²⁰、移動の自由、警察再編成、腐敗との戦い、という五つのテーマが与えられた。

第一の司法・法改革については、OHRは、国連ミッション（UNMIBH）、欧州評議会、OSCEと協力して、特に刑事法・刑事訴訟法の分野で、法整備を含む改革の必要性を強調した。OHRの評価では、ボスニア連邦においてもスルプスカ共和国においても、司法部門の独立と公正は不十分なものでしかなかった。そこでOHRは、裁判官などの司法機関職員の適正な採用を目指す立法措置を提案した。そして国連安全保障理事会が承認した法廷監視・評価プロジェクトの重要性を訴えた。

第二のICTYとの協力および「工程規則」については、OHRは、ICTYと協力する努力に対して妨害が多発していることを指摘した。1998年6月にSFORがICTYによって起訴されていた者を拘束した際に国連IPFTとOSCEの現地事務所が抗議する群集によって破壊されたことや、スルプスカ共和国政府がICTY検察官の承認なしにクロアチア系住民を逮捕して「工程規則」を破ったことなどが、例としてあげられた。

第三の移動の自由については、OHRは、共通の車両登録・プレート制度の普及が進み、法的に規制されたことによって、飛躍的に構成体間の移動が増えたことを特筆した。

第四の警察再編成については、OHRは、各構成体の警察において少数派民族の比率を高める努力をしていることを強調した。また国境警察の創設に向けて努力していくことも表明した。

第五の腐敗対策については、OHR内の「反詐欺ユニット（anti-fraud unit）」は、地球大・長期的な腐敗対策の戦略を発展させ、実施し、腐敗捜査・訴追の支援を行う。戦略の確立に関しては、経済改革、立法・司法改革、制度改革、教育・

啓蒙などが、関連してくる。捜査・訴追支援については、共産主義体制時代からの悪弊を除去することが大切だと指摘された。違法取引の取り締まりも、OHRが注目する分野の一つである²¹。

第3代の上級代表ペトリシュは、2000年10月にUNMIBHの司法システム評価プログラム（Judicial System Assessment Program: JSAP）を引き継ぐものとして、独立司法委員会（Independent Judicial Commission: IJC）を設立し、さらに2001年3月にはこのIJCに司法・検察改革に関する全ての問題を扱う包括的な権限を与えることを決めた。ただしこれは、OHRが司法改革を「法の支配」確立の核になる問題だと認識していたことを示すとはいえ、「法の支配」に関する権限を全て実際にIJCに移譲したことを意味するわけではない。たとえば2001年12月のPIC運営委員会閣僚級会合での決定によって、OHR内部に政策調整のために、制度構築、経済政策、帰還・再建に関するタスクフォースとともに、「法の支配タスクフォース」が生まれた²²。実は当初ペトリシュ上級代表は、最初の三つだけを提案していたが、PICが「法の支配」を追加したのだった²³。PICは、IJC設立後も、OHRに「法の支配」に関連する活動に深く従事していくことを要請したのである。

2002年5月に上級代表に就任したアシュダウンは、さらに明快に「法の支配」を前面に押し出して、OHR主導の平和構築を進めていくべきことを訴えた。アシュダウンのモットーは、「第一に正義そして改革を通じた雇用（first Justice, then Jobs, through reform）」として要約された²⁴。このような見解を通じて、「法の支配」は、平和構築活動において第一に達成されるべき目的として位置づけられるようになったのである。アシュダウンは「法の支配」強化に向けて、まずOHR内に新しい「重大犯罪ユニット（Serious Crimes Unit: SCU）（後にAnti Crime and Corruption Unit: ACCU）」を創設し、犯罪・汚職対策を充実させようとした。また法改革ユニット、高等司法・検察評議会、国家レベルでの裁判所の特別法廷および検察局の特別部門を創設した²⁵。

2002年には、それまで「人権・法の支配部門」と呼ばれていた部門が廃止され、人権に関する活動はOSCEへと移管された。それまでは「人権・法の支配部門」の内部ユニットの名称として使われていた「法の支配」は、OHR内の司法

改革、法執行改革、犯罪・腐敗対策を担当する諸部門を統括する「法の支配ピラー」に発展解消することになった。上級代表補の一人が主導する体制をとる「法の支配ピラー」の下には、「犯罪・腐敗対策ユニット (ACCU)」、「刑事法制度・検察改革ユニット (Criminal Institutions and Prosecutorial Reform Unit: CIPRU)」、「調整ユニット (Coordination Unit: CU)」などが置かれた²⁶。

アシュダウンの説明によれば、「法の支配」なくしては、ボスニア＝ヘルツェゴビナは効果のある投資を呼び込むことはできないし、EUに加入するという野心を満たすこともできない。「法の支配」と雇用には、重要な結びつきがあるのだという²⁷。そしてアシュダウンは、ボスニア＝ヘルツェゴビナの政府や議会に「法の支配」を尊重させ、統合的かつ効率的・効果的な司法システムにもとづく法律の枠組みを整備し、警察官・検察官・裁判官など刑事法システムを構成する人々に犯罪と腐敗に立ち向かうための道具を与えることなどを提案した²⁸。

2002年11月にOHRが実施した裁判所システムの改革は、裁判所の数を減らすなどして、効率性と有責性を高めようとするものであった。同時に、司法訓練センターを設立して、裁判官や検察官の能力向上を図った。2003年3月には、ボスニア＝ヘルツェゴビナの刑法・刑事訴訟法が効力を発するようになった。また国際裁判官と国際検察官が、ボスニア＝ヘルツェゴビナの特別刑事法廷に導入され、国際裁判官は2003年10月に初の審理を行った。新設のACCUは、ボスニア＝ヘルツェゴビナの検察官を支援して、重大犯罪の訴追に協力している。刑事制度・検察改革ユニット (Criminal Institutions and Prosecutorial Reform Unit: CIPRU) もまた、ボスニア＝ヘルツェゴビナの検察官を、組織充実の面から支援している。またOHRは、「法の支配ピラー」を中心にして、セルビア政府との関係も強化し、またEUやOSCEなどの国際組織あるいは各国政府とも協力し、犯罪者のネットワークをとらえようとしている²⁹。

2002年12月にPICが承認したアシュダウンの「ミッション履行計画」は、新たに2004年3月に「OHRミッション履行計画2004」として改定された。ただしその中核的な内容は同一であり、「法の支配」の確立は最優先事項として特筆されている³⁰。「ボスニア＝ヘルツェゴビナが、ヨーロッパ統合に至る平和的かつ安定した国家であることを確証する」ことが、OHRが目指す究極の目的なのだ

が、そのために必要な中核的な作業として四つの項目があげられた。その筆頭が、「法の支配の確立 (Entrenching the rule of law)」であった (最初の『履行計画』では六つの項目があったが、やはり冒頭にあげられていたのは「法の支配の確立」であった)。そしてこの第一の中核的作業である「法の支配の確立」のために実施される計画として、次のような八つの項目があげられた。

計画 1 : 鍵となる法律、規則、手段の改革。

計画 2 : 独立した効果的な司法・検察活動の発達。

計画 3 : 国家レベルでの刑事法制度の構築。

計画 4 : 裁判所と検察官事務所の再編成。

計画 5 : 戦争犯罪の国内訴追。

計画 6 : 犯罪・汚職対策の支援。

計画 7 : 鍵となる諸機関で障害となっているネットワークを除去して法の支配を補強すること。

計画 8 : ボスニア = ヘルツェゴビナの刑事法執行の現状を再形成すること。

これらの計画を実施する趣旨は、次のように説明されている。

「法の支配と法の前平等は、安定した民主国家を確立するための必要条件である。法の支配がなくては、ボスニア = ヘルツェゴビナは、ヨーロッパに入ることはもちろん、国家として生き残ることもできない。法の支配は、無実の者の権利を保護し、犯罪者を追及する、近代的な法体系と刑事法手続きの適用を必要とする。それは、独立した、資格のある判事や検察官を必要とする。技能を持ち、献身的な警察を必要とする。高い水準の専門的な行為と一貫性を維持する、よく訓練された法律家を必要とする。これらの人々は、職務の遂行にあたって、法律・規則・その他の手段に精通していなければならない、また適切に資金供給されていなければならない。あらゆる市民は公正・不偏な司法システムへの平等なアクセスを持っていなければならない、裁判所の決定はボスニア = ヘルツェゴビナを通じて認知され、履行されなければならない。訴追された戦争犯罪人や組織犯罪における彼らの支援者を含む過激な民族主義者たちが平和を破壊する十分な影響力を握っている限り、平和は安定的なものにならない。ボスニア = ヘルツェゴビナの経済や行政の広い範囲に対する組織犯罪や政治的

過激主義の支配力は、一貫した法の支配の適用を通じて、撲滅されなければならない。政治化された犯罪ネットワークによる脅威がボスニア＝ヘルツェゴビナの安定を揺るがし、テロリズムと組織犯罪に対する世界大の戦いにおいてボスニア＝ヘルツェゴビナが依拠できるパートナーになることを妨げることを避けるためには、捜査から投獄までの流れに、信頼性と透明性がなければならない。」

このようにボスニア＝ヘルツェゴビナにおける国際組織の文民活動に関して統括的な役割を持つ OHR は、「法の支配」を重要な戦略的な指針として認識しており、その傾向は現在のアシュダウン上級代表によってさらに強まっている。ボスニア＝ヘルツェゴビナにおいて「法の支配」とは、経済的活動による雇用創出と並んで、あるいはその前提条件となっているがゆえにさらに高次の目標として、大々的に追求されているものなのである。

3) OSCE の「法の支配」に関する取り組み

OSCE のボスニア＝ヘルツェゴビナ・ミッションは、教育・民主化・安全保障協力・行政府改革・メディア関係などの六つの主要な活動領域の一つとして、人権をあげている。すでに述べたように、OHR から業務を移管されて、現在 OSCE は人権分野においては主導的支援機関と位置づけられている。OSCE の人権擁護活動の枠組みとなっているのはヨーロッパの様々な人権関連の条約だが、さらに具体化された目標として示されているものの一つが、「法の支配」である。つまり OSCE においては、「法の支配」が人権擁護活動の中で位置づけられているわけである。

この OSCE の「法の支配」が主眼としているのは、やはり司法制度の改革である。しかしそれだけにとどまるわけではない。OSCE が「法の支配」の意味内容としているのは、各人が法の前で平等であること、法律がボスニア＝ヘルツェゴビナ憲法および国際的人権規約に合致していること、司法機関が干渉や圧力から自由であること、各人が効果的な救済措置を伴った権利・義務を決する司法システムへの平等なアクセスを持っていること、国際基準にしたがった構成

な裁判への権利を被疑者が持っていること、である³¹。

このように意味づけられた「法の支配」を達成するために、OSCE は、刑事法改革、国内の戦争犯罪人の訴追、司法・検察訓練センター(Judicial and Prosecutorial Training Centres: JPTCs) 支援、刑務所改革、司法アクセス / 法律支援提供、などの活動に従事する。

第一に、OSCEは刑事法改革を促進するために、法廷傍聴・監視を行っている。特にOSCEが関心を持っているのは、人身売買、戦争犯罪、帰還民への暴力、公務員の不正だが、それはこれらの問題群を通して刑事法改革の状況が把握できるとOSCEが考えているからである。OSCEがボスニア = ヘルツェゴビナで持つ四つの地方事務所を駆使して集めた法廷情報は、ボスニア = ヘルツェゴビナの司法省管轄の刑事法履行評価チーム (Criminal Code Implementation Assessment Team: CCIAT) に渡される。OSCEはそこで必要に応じて提言も行うことにしている。第二に、戦争犯罪人の訴追に関しては、OSCEは国内の戦争犯罪人の処罰制度の構築などについて支援を行っている。第三に、OSCEは、裁判官や検察官を訓練するJPTCsに対して、財政的・人的支援を行っている。第四の刑務所改革の分野で指導的役割を担ったのは欧州評議会だが、OSCEも刑務所職員の訓練などを通じて側面から支援している。第五に、OSCEは司法へのアクセスや法律支援提供の状況について監視している³²。

その他、OSCEは、「法の支配」に関連する活動として、人権関連の機関を支援する作業を行っている。たとえばボスニア = ヘルツェゴビナ憲法裁判所、人権院 (デイトン合意で設立された人権侵害監視機関だが、2004 年から憲法裁判所に委譲された)、人権・難民省への側面からの支援である³³。

OHR との重複を避け、人権関係の活動に責任を持つ OSCE だが、実際には人権の枠組みの中に「法の支配」を位置づけており、OHR と同様に「法の支配」の確立を重要視している。現場での OHR の活動との重複を避けながらも、同じような目的設定の上で活動を発展させているわけである。

4) 国際警察部門における「法の支配」

ボスニア = ヘルツェゴビナにおいて国連は警察活動の担当となり、国連ボスニア = ヘルツェゴビナ・ミッション (United Nations Mission in Bosnia and Herzegovina: UNMIBH) が設立された。UNMIBHは国連機関の諸活動を調整する役目も持っていたが、その中核的な機能は国際警察タスクフォース (International Police Task Force: IPTF) が果たした機能であった³⁴。UNMIBHの任務は、「現地警察の改革・再編成を助け、現存の司法システムの機能を助け、法と秩序の維持に関わる警察官などの人々の行動を監視・監査することによって、ボスニア = ヘルツェゴビナにおける法の支配の確立に貢献すること」であった³⁵。IPTF以外のUNMIBHの構成機関としては、人権事務所や刑事司法助言ユニットなどがあった。

IPTFの任務を明記した Dayton 合意第 11 附属書によれば、IPTFの任務は次の通りであった。

「a. 法執行活動や施設を、付随する司法組織・構造・手続きとあわせて、監視、観察、検視する。

b. 法執行要員・部隊に助言する。

c. 法執行要員を訓練する。

d. IPTFの任務の範囲内で、当局の法執行活動を促進する。

e. 公的秩序への脅威を認定し、脅威に対応する法執行機関の能力について助言する。

f. 効果的な文民法執行機関の組織化について、ボスニア = ヘルツェゴビナの政府機関に助言する。

g. IPTFが適当と考えるようなやり方で、当局の法執行要員の職務遂行に同行して、支援を行う。」³⁶

なおUNMIBHは1996年以降の安保理決議によって、任務を徐々に追加していった。現地警察官や法執行要員による人権侵害の調査³⁷、ブルチュコの警察官の監視・再編成・再訓練の集中的実施³⁸、人員増によるさらなる人権侵害調査や現地警官訓練の強化³⁹、難民帰還・組織犯罪・麻薬・腐敗・テロリズムなどの重要

事項について特別に訓練を施すユニットの設立および他機関による司法・法制度改革の支援⁴⁰、あるいは独自の裁判所監視システムの確立などである⁴¹。

これにともなって 1996 年に UNMIBH 内の人権事務所は、現地法執行要員による人権侵害を捜査し、矯正手段をとる権限を得ることになった。1998 年には現地裁判所システムを監視・評価する目的で「司法システム評価計画 (Judicial System Assessment Program: JSAP)」が設立された (2000 年末に OHR 内の独立司法委員会が吸収)。警察と刑事法システムとの協力関係を促進する目的では、刑事法助言ユニット (Criminal Justice Advisory Unit) が作られた。

UNMIBHは、一定の治安の安定がもたらされたと考えた 2000 年から、2 年間にわたる新たな行動計画を実施した。その第一は、警察改革に関するものであった。UNMIBHは、現地警察官を一定の要件を満たしているかどうかを審査する目的で、警察官登録制度を開始した。また新設の訓練施設で全ての現地警察官に対し、人権から暴徒対策にいたるまでの内容を訓練した。第二は、警察再編成であった。警察機構の効率性や、政治的影響力の有無などが分析された上で機構改革がなされ、また少数民族や女性の登用も促進された。第三は、警察部門と司法部門との連携強化である。2000 年に設置された刑事司法助言ユニットが中心となって、警察官に対する司法関連事項の訓練などがなされた。法廷警官も配置されることになった。第四は、構成体警察間の協力などを促す制度構築であった。国境警察の充実や、情報分析機関の設立、要人警護体制の確立なども行われた。人身売買への対策としては、特別売買作戦計画 (Special Trafficking Operations Programme: STOP) が設置された。第五に、民主的警察の原則を強調する啓蒙宣伝活動が行われた。第六は、警察と軍隊との良好な関係を築く一助となることを目的とした国連平和維持活動への参加であり、ボスニア＝ヘルツェゴビナの警察部隊が東チモールに、軍事監視員がエリトリア＝エチオピアおよびコンゴ民主共和国に派遣された⁴²。

なおUNMIBHは 2002 年いっぱいまで活動を終了し、IPTFの任務はヨーロッパ連合警察ミッション (European Union Police Taskforce: EUPM) が引き継いだ⁴³。EUPMは、ヨーロッパ安全保障・防衛政策の下で実施された最初の文民の危機管理組織である。そのミッション・ステートメントによれば、EUPMは「より広い

法の支配アプローチの一部として、 Dayton 合意第 11 付属書にそって、現在のボスニア = ヘルツェゴビナ警察の水準を高めて、最高のヨーロッパあるいは国際的な実務に合致したボスニア = ヘルツェゴビナの主体性の下で、持続可能な警察の配置を目指し、確立する。」⁴⁴

EUPM もやはり現地警察を監視し、その能力向上のために活動しつつ、組織犯罪などにも対応する。その主要計画としてあげられているのは、次の七つである。第一の犯罪警察計画では、主に警察の捜査活動の発展が目指されている。この計画の中では、さらに主要・組織犯罪対策と、人身売買対策が、特別な対策の対象となっている。第二の刑事司法計画では、警察と司法機関の制度的な協力関係の改善が目指され、法廷警察の充実も扱われる。第三は内部事項計画であり、警察官が関与する懲戒・刑事事件を取り扱うために必要な手続きと手段の充実を目指している。第四の警察行政計画は、財政・人事・物品・訓練に関する警察機構の制度的能力を強化することを狙っている。第五の公的秩序・安全計画は、制服警官・交通ユニット・テロリスト対策ユニットなどの能力を高めることを目指している。第六の国境警備計画は、国家レベルでの国境警備の能力を高めることを目標にする。第七の国家情報保護機関計画は、複数の警察機構の間の連携などを高めるためのものである⁴⁵。

3. まとめ

本稿では、ボスニア = ヘルツェゴビナにおける平和構築において、「法の支配」がどのように位置づけられ、どのような意味内容を持つものとして理解されているのかについて、概観することを試みた。ここで明らかになったのは、ボスニア = ヘルツェゴビナにおける平和構築が、それまでにはない程度に大々的に多様な組織が関与した複雑なものであったと同時に、欧米諸国が主導したことから価値規範の面で極めて明確に一元的なものになったということである。強硬な軍事介入によって和平合意が導き出されたという背景もあり、またボスニア = ヘルツェゴビナが独立国家としての基盤を十分には持っていなかったこともあり、当初からボスニア = ヘルツェゴビナにおける平和構築は、介入主義的

な性格が強かったが、介入主義的な傾向は、和平プロセスが停滞するにつれて、さらに強まりさえしたのである。

ボスニア＝ヘルツェゴビナは、しばしば平和構築進展の見込みに狂いが生じた事例として言及される⁴⁶。たとえば 2003 年イラク戦争の前にサラエボを訪れたウォルフォウィッツ米国国防副長官は、早期の選挙はマイナスの効果が大きいということ、ボスニア＝ヘルツェゴビナから得られる教訓として感じ取ったという⁴⁷。確かに社会が安定していない段階での選挙は、平和構築において望ましくない効果をもたらすことが多い。ボスニア＝ヘルツェゴビナで最初の国政選挙が 1996 年 9 月に行われたときには、大統領選挙前に和平プロセスの進展をアメリカの選挙民に印象付けておこうとする当時のクリントン大統領の意向が働いていたと囁かれており、国内世論向けの政治的思惑によって平和構築の行方が左右されたという批判を招いたりもした。

だがそれにしてもなぜ、ウォルフォウィッツ副長官らはボスニア＝ヘルツェゴビナにおける早期の選挙が失敗だったと考えるのだろうか。それは、ボスニア＝ヘルツェゴビナにおける最初の選挙で、国際社会から見て望ましいと思える政治勢力が勝利できず、その後も苦戦しているからである。そしてまさにこの問題こそが、上級代表が強権的な権限を行使して、国内の政治指導者層と対立せざるをえなくなっている原因でもある。1996 年 12 月に PIC が上級代表に「ボン・パワーズ」を付与することを決めたのは、同年に行なわれた紛争後最初の国政選挙で民族主義政党が勝利したことに危機感を抱いたためだったと言ってもよいだろう。

選挙は平和的な勢力に権力を握らせようとする国際社会の期待を受けて行われる。それは選挙によって、武器を持つ者が支配する紛争中の時代から、武器を持たず平和と安定を求める者が声を上げる時代への移行を果たそうとする期待である。ところがボスニア＝ヘルツェゴビナでは紛争当事者とも言える勢力が既存の政治基盤を活用して選挙で国政に参画してくるため、民族主義的な対立の構造が消え去る兆しが見えず、平和構築の行方を暗いものに行っているのである。

なぜそのような事態になってしまったのかという問いに対する一つの答えが、

紛争に関わっていなかった平和的・非民族主義的な政党が十分な基盤を作り上げる前に選挙が行われると、民族主義政党が勝利してしまうというものである。それでは果たして選挙を遅らせていけば、国際社会が望むような勢力が勝利したのかといえ、それは不明である。しかもそのような操作的な理由で選挙の時期を決めることは、いかに介入主義的なアプローチをとる国際社会の側でも少なくとも公にできることではない。結局のところ、選挙民が選出したい者たちを選出する機会が選挙というものであるならば、国際社会の側から誰が選出されるべきかについて指示を出すことはできないのである。あるいは指示を出してみたところで逆効果にしかならない状況は、十分に考えられる。

民主主義を標榜する欧米諸国がボスニア＝ヘルツェゴビナで直面した平和構築の困難は、民主主義を標榜すること自体に内在した根源的なものであった。トマス・フリードマンは、2001年に成立したブッシュ政権に問いかける形で、次のように述べた。「ボスニアとは何についてのものなのか。 Daytonか、あるいは民主主義か。両者ではありえない。」⁴⁸フリードマンは、Dayton合意が作り出した国際社会の力による強制された他民族の共存か、ボスニア＝ヘルツェゴビナの分割を選択肢に入れた民主主義の達成か、両者の選択がなされなければならぬと迫ったのである。

民主主義の原理を機械的にあてはめているだけで円滑な平和構築が達成されるなどという保証はない⁴⁹。もちろん民主主義を捨て去ることは、国際的な価値規範に合致したボスニア＝ヘルツェゴビナを作り出すという目標からすれば、あるいは民主主義という価値の名において結びついている欧米諸国のアイデンティティーからすれば、不可能である。しかしDayton合意が目指す平和を達成するためには、民主主義を求めていくだけでは不十分である。ボスニア＝ヘルツェゴビナは、民主主義が平和構築において作り出すジレンマを、如実に示した事例なのであった。

「法の支配」の強調は、このような平和構築における民主主義の効果に対する幻滅から生まれていると言ってよい。そこで求められたのは、民主主義では補いきれない部分で、社会秩序を維持するために働くような原則である。ボスニア＝ヘルツェゴビナが選挙を通じて陥ってしまったジレンマから脱するため

には、どのような権力者であっても守らなければならない規範があることを明らかにし、選挙で選ばれた者の横暴や多数者の専制を許さない制度的な配慮がほどこされなければならない。平和構築が必要とするそのための原則が、「法の支配」である。

何よりも最初に「法の支配」が確立されなければならないという主張は、民主主義の広がりにも先立って、法的原則にのっとった社会秩序が達成されなければならないということを含意している。つまりボスニア＝ヘルツェゴビナにおける「法の支配」の強調は、民主主義よりも先に法規範にのっとった社会秩序を確立しなければならないという観察を、正当化するための論理として働くのである。

紛争後の平和構築において民主主義よりもさらに強調すべきなのが「法の支配」だという考え方は、一般的な妥当性を持っていると言えよう。そしてもしそうだとすれば、「法の支配」が無視されている状況で、是正のために国際社会が介入的な態度をとることも、正当化できる余地を持っていると言える。だがそれでは果たして誰がどのような方法で「法の支配」確立に乗り出すことが望ましいのかと問うならば、答えはいつも完全に与えられることはない。しかしボスニア＝ヘルツェゴビナの平和構築活動における「法の支配」の強調が示しているのは、このような原理的な問いである。

本稿は、そもそも答えにあたるものを提出することを目指していない。しかしここで描き出された問題の構図は、筆者の今後の研究の中で、検討され続けていくことになるはずである。

註

¹ 本稿は平成 14-16 年度科学研究費補助金若手研究 (A) の中間的な成果の一部である。

² ボスニアのムスリム人のことをさす。内戦勃発後にムスリム人自身が自らをボシュニャク人と呼び始めたことから、ボスニア連邦成立後のムスリム人を総称するときに、この表現が用いられる。久保慶一『引き裂かれた国家 - 旧ユーゴ地域の民主化と民族問題』(有信堂、2003 年) 235 頁、参照。

³ セルビア人勢力が最終的に Dayton 合意を受諾した背景としては、95 年 9 月の和平会議において、セルビア人側が一方向的に宣言したものとされていた「スルプスカ共和国」が国際的に認められたこと、同年夏以降の NATO の激しい空爆によりセルビア人勢力が弱体化し

たこと、さらにクロアチアで 8 月にセルビア人勢力が維持していた「クライナ・スルプスカ共和国」が崩壊したことがあげられる。同上、185 頁、参照。

⁴ 上級代表については、<<http://www.ohr.int/>>。

⁵ Peace Implementation Council, “Communiqué: Political Declaration from Ministerial Meeting of the Steering Board of the Peace Implementation Council,” May 30, 1997 <http://www.ohr.int/pic/default.asp?content_id=5180>, para. 70.

⁶ 橋本敬市「ボスニア和平プロセスにおける上級代表の役割 - ポスト・デイトン期におけるマンデートの拡大 - 」、『外務省調査月報』、2000 年 No.3、56-58 頁、参照。

⁷ Peace Implementation Council, “Conclusions,” 10 December 1997, Bonn <http://www.ohr.int/pic/default.asp?content_id=5180>, Sec. XI, para. 2.

⁸ 橋本、前掲論文、72-73 頁、参照。See also Elizabeth M. Cousens and Charles K. Cater, *Toward Peace in Bosnia: Implementing the Dayton Accords* (Boulder: Lynne Rienner Publishers, 2001), pp. 132-134.

⁹ 筆者による OHR 職員に対する 2004 年 1 月実施のインタビュー。

¹⁰ Constitution of Republika Srpska, Preamble <<http://www.ohr.int/ohr-dept/legal/oth-legist/doc/rs-constitution.doc>>.

¹¹ Peace Implementation Council, “Conclusions of The Peace Implementation Conference Held At Lancaster House London,” December 8, 1995 <http://www.ohr.int/pic/default.asp?content_id=5168>, para. 3.

¹² See, for instance, PIC Steering Board, “PIC London Conclusions: Bosnia & Herzegovina 1997: Making Peace Work Regional Stabilisation,” December 5, 1996 <http://www.ohr.int/pic/default.asp?content_id=5175>; PIC SB Ministerial Meeting, “PIC Sintra Declaration: Communiqué: Political Declaration from Ministerial Meeting of the Steering Board of the Peace Implementation Council,” May 30, 1997 <http://www.ohr.int/pic/default.asp?content_id=5180>; PIC SB Political Directors, “Communiqué by the PIC Steering Board,” September 27, 2000 <http://www.ohr.int/pic/default.asp?content_id=5157>; PIC SB Ambassadors, “Communiqué by the PIC Steering Board,” March 27, 2002 <http://www.ohr.int/pic/default.asp?content_id=7241>; PIC SB Political Directors, “Declaration of the Political Directors of the Peace Implementation Council Steering Board,” January 30, 2003 <http://www.ohr.int/pic/default.asp?content_id=29144>, and PIC SB Ambassadors, “Campaign against the HJPCs is irresponsible,” March 5, 2004 <http://www.ohr.int/pic/default.asp?content_id=31959>.

¹³ PIC Main Meeting, “Bosnia and Herzegovina 1998: Self-sustaining Structures: Conclusions,” December 10, 1997 <http://www.ohr.int/pic/default.asp?content_id=5183>, paras I-2, I-4.

¹⁴ PIC SB Ministerial Meeting, “PIC Luxemburg Declaration: Declaration of the Ministerial Meeting of the Steering Board of the Peace Implementation Council,” June 9, 1998 <http://www.ohr.int/pic/default.asp?content_id=5188>, para. 108.

¹⁵ “PIC Madrid Declaration” <http://www.ohr.int/pic/default.asp?content_id=5190>, 16 December, 1998, para. 12.

¹⁶ PIC Main Meeting, “Declaration of the Peace Implementation Council,” May 24, 2000 <http://www.ohr.int/pic/default.asp?content_id=5200>, para. 3.

¹⁷ See the wording of the High Representative’s decisions in the field of judicial reform, <<http://www.ohr.int/decisions/judicialrdec/archive.asp>>.

¹⁸ 2nd Report of the High Representative for Implementation of the Bosnian Peace Agreement to the Secretary-General of the United Nations, July 10, 1996 <http://www.ohr.int/other-doc/hr-reports/default.asp?content_id=3664>.

¹⁹ “11th Report of the High Representative for Implementation of the Peace Agreement to the Secretary-General of the United Nations” <http://www.ohr.int/other-doc/hr-reports/default.asp?content_id=3674>, 14 October 1998, “Summary,” para. 8.

²⁰ 1996 年にボスニア = ヘルツェゴビナとユーゴスラビア連邦との間でなされた戦争犯罪人の取り扱いに関する合意を指す。

²¹ *Ibid.*, paras 75-84.

²² Peace Implementation Council, “Communique by the PIC Steering Board,” 6 December 2001

<http://www.ohr.int/pic/default.asp?content_id=6504>.

²³ “22nd Report by the High Representative for Implementation of the Peace Agreement to the Secretary-General of the United Nations,” 14 May 2002 <http://www.ohr.int/other-doc/hr-reports/default.asp?content_id=8069>, para. 2.

²⁴ “Report to the European Parliament by the OHR and EU Special Representative for BiH, January - June 2002,” 23 June 2002 <http://www.ohr.int/other-doc/hr-reports/default.asp?content_id=30141>.

²⁵ “23rd Report by the High Representative for Implementation of the Peace Agreement to the Secretary-General of the United Nation,” 23 October 2002 <http://www.ohr.int/other-doc/hr-reports/default.asp?content_id=28227>, para. 2.

²⁶ See OHR, The Rule of Law Pillar, <<http://www.ohr.int/ohr-dept/rule-of-law-pillar/>>.

²⁷ “23rd Report,” *op. cit.*, para. 4.

²⁸ *Ibid.*, para. 16.

²⁹ “24th Report by the High Representative for Implementation of the Peace Agreement to the Secretary-General of the United Nations,” 13 October 2003 <http://www.ohr.int/other-doc/hr-reports/default.asp?content_id=31003>, para. 2; and “25th Report by the High Representative for Implementation of the Peace Agreement to the Secretary-General of the United Nations,” 3 March 2003 <http://www.ohr.int/other-doc/hr-reports/default.asp?content_id=32024>, para. 2.

³⁰ “OHR Mission Implementation Plan 2004,” 23 March 2004.

³¹ OSCE Mission to Bosnia and Herzegovina, “Human Rights,” “Rule of Law: Supporting a Strong, Independent Judiciary” <http://www.oscebih.org/human_rights/rule_of_law.asp#1>.

³² *Ibid.*

³³ OSCE Mission to Bosnia and Herzegovina, “Human Rights,” “Institutions in BiH: Building Human Rights Institutions in Bosnia and Herzegovina” <http://www.oscebih.org/human_rights/institutions.asp>.

³⁴ UN Security Council Resolution 1035, 21 December 1995, UN Document S/RES/1035 (1995), para. 2.

³⁵ UNMIBH website, “Background” <<http://www.un.org/Depts/dpko/missions/unmibh/background.html>>.

³⁶ Agreement on International Police Force, Annex 11, December 14, 1995, Art. III-1.

³⁷ UN Security Council Resolution 1088, 12 December 1996, UN Document S/RES/1088 (1996), para. 28.

³⁸ UN Security Council Resolution 1103, 31 January 1997, UN Document S/RES/1103 (1997), para. 1.

³⁹ UN Security Council Resolution 1107, 15 May 1997, UN Document S/RES/1107 (1997), para. 1.

⁴⁰ UN Security Council Resolution 1144, 19 December 1997, UN Document S/RES/1144 (1997), paras 1-7.

⁴¹ UN Security Council Resolution 1168, 21 May 1998, UN Document S/RES/1168 (1998), paras 1-4; and UN Security Council Resolution 1184, 16 July 1998, UN Document S/RES/1184 (1998), para. 1.

⁴² UNMIBH website, “Background,” *op. cit.*

⁴³ UN Security Council Resolution 1423, 12 July 2002, UN Document S/RES/1423 (2002), Sec. 20.

⁴⁴ European Union Police Mission in Bosnia and Herzegovina, “Mission Statement,” <<http://www.eupm.org/mission/ms.htm>>.

⁴⁵ EUPM, “Main Programmes” <<http://www.eupm.org/mission/mp.htm>>.

⁴⁶ See, for instance, Sumantra Bose, *Bosnia after Dayton: Nationalist Partition and International Intervention* (Oxford: Oxford University Press, 2002).

⁴⁷ “Bosnia Lessons Apply in Iraq, Wolfowitz Says,” *New York Times*, May 23, 2003. See also Bose, *op. cit.*, p. 90.

⁴⁸ Quoted in Sumantra Bose, *Bosnia after Dayton: Nationalist Partition and International Intervention* (Oxford: Oxford University Press, 2002), p. 41.

⁴⁹ See, for instance, Florian Bieber, “The Challenge of Democracy in Divided Society: Lessons from Bosnia – Challenges for Kosovo,” Džemal Sokolović and Florian Bieber (eds.), *Reconstructing Multiethnic Societies: The Case of Bosnia-Herzegovina* (Aldershot: Ashgate, 2001); and David

Chandler, *Bosnia: Faking Democracy after Dayton*, second edition (London: Pluto Press, 2000).

